

## 別記 第● 地域交通

## 1 環境影響評価の対象

## (1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、地域交通に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、地域交通の対象は次のとおりとする。

## ア 交通経路の分断

土地の改変又は工作物の設置・撤去による地域住民の日常的な交通経路への影響

## イ 交通混雑

土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用によって発生・集中する自動車による主要な道路及び主要交差点部における交通量・交通流に係る影響

## ウ 歩行者の安全

(7) 土地の改変又は工作物の設置によって発生・集中する自動車と歩行者との交通の安全

(4) 工作物の設置・撤去によって影響を及ぼす不特定多数の歩行者の通行の安全

## (2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、地域交通を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、工事用車両の走行による交通混雑又は歩行者の安全への影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」等の対象事業で、周辺住民の交通経路の分断が予想される場合

ウ 存在・供用時に、発生・集中する自動車及び歩行者が交通混雑に影響を及ぼすことが予想される場合

エ 存在・供用時に、発生・集中する自動車及び歩行者が歩行者の安全に影響を及ぼすことが予想される場合

オ 工事中又は存在・供用時に、工作物の設置・撤去による不特定多数の歩行者の通行の安全への影響が予想される場合

カ その他地域交通への影響が予想される場合

## 2 調査

## (1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

## ア 地域交通の状況

(7) 日常生活圏等の状況

土地の改変又は工作物の設置によって変化する地域交通の交通経路の分断に係る次に示す事項について把握する。

- a 日常生活圏の状況
  - (a) 公共施設等の位置、種類及び利用状況
  - (b) 地縁による団体の状況
- b 周辺住民の日常的な交通経路
  - (a) 周辺住民の交通経路及び交通の状況
  - (b) 通学区域（学区）、通学路の状況
  - (c) 公共交通機関の状況
  - (d) 避難場所等の状況

(イ) 道路の状況

地域交通に係る次に示す事項について把握する。

- a 生活道路及び幹線道路の状況
- b 主要な交通経路及び交通量の状況（渋滞発生状況を含む）
- c 主要交差点における交通管理の状況
- d 交通安全対策の状況
- e 交通事故の発生状況

(ウ) 歩行者の状況

歩行者の安全な通行に係る次の事項について把握する。

- a 主要な通行経路、歩行者数、歩行空間の幅員、その他歩行者の安全な通行に係る事項
- b 工作物の設置、撤去による通行経路の変化、歩行空間の幅員の変化、その他歩行者の工事中の安全な通行に係る事項

イ 関係法令、計画等

- (ア) 道路法
- (イ) 道路交通法
- (ウ) 都市計画法
- (エ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (オ) 横浜市都市計画マスタープラン
- (カ) 横浜市都市交通計画
- (キ) その他必要なもの

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細に必要な次の事項を把握する。

- (ア) 地形等の状況
- (イ) 土地利用の状況

(ウ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地域交通の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により地域交通に影響を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の実施により地域交通に影響を及ぼすと想定される地点とする。

(イ) 調査期間、調査時期

地域交通の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理及び現地調査を行う。また、必要に応じて関係機関へのヒアリング等を行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

「2(2)ア 地域交通の状況」の調査地域に準じる。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 交通経路の分断及び交通混雑への影響を最小限にとどめる水準
- (2) 交通経路の分断及び交通混雑の状況が改善する水準
- (3) 歩行者の安全で円滑な通行が確保される水準
- (4) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 対象事業の実施により分断される交通経路
- イ 対象事業の実施により変化する交通量の状況
- ウ 対象事業の実施により変化する交通安全施設の状況
- エ 対象事業の実施により変化する交差点の状況

オ その他必要な項目

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 地域交通の状況」の調査地域を勘案して、対象となる地域交通の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2 (2) ア 地域交通の状況」の調査地点及び調査結果を勘案し、対象となる地域交通の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事用車両の台数が最大となる時期など、地域交通に最も影響を及ぼす時期とする。

(4) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 施工計画
- b 交通計画（自動車及び歩行者等の交通量、設計速度等）
- c 保全対策
- d その他必要な事項

(4) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容、地域の将来一般交通量等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 理論計算式（動的交通シミュレーション解析等を含む。）による方法
- b その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げるうちの適切な事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 交通経路の分断の位置及びその影響の程度
- イ 将来交通量（将来一般交通量及び関連車両の交通量、交通容量比）
- ウ 交差点における需要率及び交通容量比
- エ 歩行者の安全に及ぼす影響の程度
- オ その他適切な事項

5 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が地域交通に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環

境影響が回避若しくは低減されているか、又はプラス面の環境影響について考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 工事用車両の走行ルート及び走行時間に関する措置
- イ 周辺住民等への周知に関する措置
- ウ 工事関係者への指導及び教育に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 公共交通機関の利用促進に関する措置
- イ 関連車両の運行管理に関する措置
- ウ 代替道路等の設置に関する措置
- エ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

原則として予測地域又は予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。